社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会非常勤職員の退職手当に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の本(正) 職員以外の非常勤職員の退職手当に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、退職手当金とは、本会に就業する非常勤職員であった者、または その遺族に支給する金銭をいう。

(退職手当の積立)

- 第3条 退職手当金は、その全額を本会の負担において積み立てる。
- 2 積立の時期は、年度内の半期ごととする。
- 3 本会の各年度の決算において、欠損を生じることが予想される場合には、積み立てをしないことができる。

(積立金の算出方法)

- 第4条 退職手当の積立金は、次の各号に掲げる方法で算出し積み立てる。
 - (1) 各非常勤職員の1ヶ月の勤務時間数に30円を乗じて得た額の100円未満を切り捨てた額を積み立てる。なお、30円という額は、当該年度内の収益状況により変えることができる。
 - (2)業務を兼ねている非常勤職員にあっては、それぞれの業務における1ヶ月の勤務時間の 合計を勤務時間数とする。
 - (3) 1ヶ月の勤務時間数の限度は、160時間とする。

(退職手当金の種類)

- 第5条 退職手当金の種類は、次の通りとする
 - (1) 退職一時金
 - (9) 遺族一時金

(退職一時金)

- 第6条 本会の非常勤職員として5年以上勤務して退職したときは、その非常勤職員に退職 一時金を支給する。
- 2 退職一時金の額は、勤務開始から退職する月までの間に積み立てた退職手当の積立金の額とする。
- 3 勤務年数が5年に満たない非常勤職員については、退職一時金は支給しない。
- 4 非常勤職員の雇用等に関する就業規則第11条第1項の提出期限に反した場合、及び同規 則第39条第3号の懲戒解雇に該当した場合には、退職金は支給しない。

(遺族一時金)

第7条 本会の非常勤職員として5年以上勤務して死亡したときは、その非常勤職員の遺族

に遺族一時金を支給する。

- 2 遺族一時金の額は、前条第2項により算定した退職一時金の額と同額とする。
- 3 勤務年数が5年に満たない非常勤職員の遺族には、遺族一時金は支給しない。

(退職手当金の支払時期)

第8条 退職手当金は、その支給の事由が発生した日以後、60日以内に支給する。

(退職手当積立金の戻入)

第9条 積み立てをした退職手当金で、支給の必要がなくなったものは、その事由が発生した 年度内に本会の会計に戻し入れる。

附 則 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

第6条第4項の設置…非常勤職員の雇用等に関する就業規則第11条の 退職希望日の1ヶ月前の届出に反した場合の制限規定の設置

附 則 この規程は、平成25年12月18日から施行する。

第6条及び第7条中「1年」を「10年」に改正

附 則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

題名を、「非常勤職員の退職手当に関する規程」を「社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会非常勤職員の退職手当に関する規程」に改める。

第4条(1)中「25円」を「30円」に改める。

同条の「(2) 1ヶ月の勤務時間数の限度額は、160時間とする。」を「(3) 1ヶ月の勤務時間数の限度額は、160時間とする。」に改める。

第6条第1項中「10年以上」を「5年以上」に改める。

同条第3項中「10年」を「5年」に改める。

同条第4項中「第37条第3号」を「第39条第3号」に改める。

第7条第1項中「10年以上」を「5年以上」に改める。

同条第3項中「10年」を「5年」に改める。